

ジャパングラブ

NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street #203, San Francisco, CA 94115 • www.jpclub.org • jc-sf@sbcglobal.net

9月度理事会報告

楽しいB.B.Q.ピクニック34名参加で開催

秋の行事予定「講習会」10月23日、「食べ歩き」11月10日 開催に向けて参加者を募る

(同好会)

9月10日(土)に開かれた9月度理事会には10名の理事が参加され、下記の点に付いて討議がなされました。

1) 秋のB.B.Q.ピクニック

9月4日(日)午前11時よりサンマテオのコヨーテポイントパークにて開催された本年度のBBQピクニックは理事及びご夫人方の奮闘により成功裏に収まり、参加者34名全員無事に帰途につきました。(関連記事と写真が下にあります)

場所が便利であり清潔なパークであることから来年も9月10日(日)に同パークにて開催予定を決定しました。

2) 秋の講演会

10月下旬に予定されていた秋の講演会は10月23日(日)午後1時よりサンフランシスコ日米会を会場として開催されますので皆様奮ってご参加願います。尚、詳細が決まり次第追ってお知らせします。

3) 「食べ歩き」同好会からのお知らせ

“食べ歩き”同好会は11月10日(木)の午後6時からDaly CityにあるOriginal Joe's Westlake (11Glenwood Avenue, Daly City, Tel: (650)755-7400)のParty Roomにて開催予定。費用は一人65.00。詳細と申し込み用紙は10月号に同封。

秋のB.B.Q.ピクニック

お礼申し上げます 今回の素晴らしいピクニックの為に多くの方々からご寄付やサービスの提供を頂きました。

ご寄付等を頂きました方々(会員以外): 福田ご夫妻、飛田さん、世良ご夫妻、みつ子さん、はるよさん。福光静子さん(故福光哲史さん夫人)が腕を振ってポテトサラダ作りをしてくださりました。又、当日会員のシュミットまり子さん、クリスティー恭子さんからとびきり美味しい惣菜の提供を受けました、後藤哲男さんからはご寄付を頂きました。その他お手伝いいただきました多くの方々に改めてお礼申し上げます。

3) 役員人事

永年当クラブの会計担当理事として活躍して来られた沖山理事が来年日本に帰国するにあたり、その後任としてサンフランシスコ在住の黒沢理事が本日の理事会にて全員一致で承認された。引き継ぎは来年1月に予定されている総会/新年会以降とされる。

4) 2017年度総会/新年会

2017年総会/新年会は1月15日(日)にサンフランシスコ桑港寺 Social Roomにて開催予定。詳細は追ってお知らせ致します。

なお10月の理事会は、10月1日(土曜日)午後4時より予定。サンマテオ榴木マーケット2階において開催します。事務局 大隅敏男



楽しかった
ピクニック写真集
写真提供: 大隅敏男さん





2016年後半の「絆」(きずな) です
兼題は

どうぞ振って応募してください

締め切りは12月末日です

郵送: Japan Club:

1759 Sutter St. #203

San Francisco, CA 94115

電話: 925-228-7170 (シュミット さん)

電子メール: sakura_7170@yahoo.co.jp

本年度前期の雑詠への投句は7月9日をもって締め切りました、皆さんから多くの素晴らしいご応募をいただきました。今月号に「雑詠」にお寄せいただいた句を全て掲載します。

新しい兼題「絆」(きずな) にもぜひ沢山のご応募をお待ちしています。

同好会川柳雑詠

特選(シュミット まり子選)

夕焼けに嘘のない日が暮れてゆく 黒沢 信平

なんと清々しい夕暮れでしょう。作者の心はキラキラ星で澄みきって、お幸せなこと。

私は以前、子供たちに「真実一路」とは、いつわりのない一すじの道ってという意味なの。人には嘘をつけれぬけど自分には嘘がつけられないでしょう、だから嘘をつくと自分の心を傷つけることになるのよ、悲しいね。それでも時には善の嘘というものもあるけれど、などと語り聞かせていたものです。

懐かしく思い出されます。

醤油だけかけたつもの日本食

クリスティ恭子

流行の上着たいがい腕まくり

シュミットまり子

人生のパケットリスト書き始め

上野 夫佐子

乾杯! 健康にまさるものなし

上野 夫佐子

三重苦今も変わらぬ私の英語

上野 夫佐子

対案より批判探して忙しい

シュミットまり子

言うほどにあらがほつれる英会話

クリスティ恭子

渡る世間笑顔で流し嫌な人

上野 夫佐子

日本式に読んだ地名が判らない

クリスティ恭子

いやだなあ今の私はばばゴルフ

上野 夫佐子

日銭追う暮らしの中に雨季が来る

黒沢 信平

バラ折ればよしてと枝が袖を引く

シュミットまり子

凡人の母の言葉が身に染みる

シュミットまり子

極楽を雲の行方にふと感じ

黒沢 信平

黄昏て手品のように物かくす

シュミットまり子

軸吟

老いぼれて思うは食べる事ばかり

大隅 敏男

年金受給の為の納付期間を10年に短縮

寄稿 市川 俊治氏

2016年参院選に勝利した安倍首相は、デフレ脱却の経済対策の一つとして年金受給の為の納付期間を2017年4月から10年に短縮する方針を示しました。以下この10年への短縮について考えてみます。

もともと10年への短縮は、2014年4月から施行された「年金機能強化法」に基づき消費税が10%に引き上げられた時に実施される予定でした。当初、消費税10%への引き上げは2015年10月でしたが、景気への配慮から2017年4月に延期され、更に現時点では2019年4月に再延期されています。消費税増税の名目は、安定した社会保障費の確保で、その中心は年金改革です。その主たるものが受給資格を加入25年から10年への短縮です。

日本の公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)を受給する為には、原則として各年金制度を通算して25年以上加入していなければ1円も年金がもらえない制度になっています。日本にずっと居住して24年11か月年金を掛けていても1か月足りないために一切の年金を受け取れないのです。ですから、これまで年金受給をあきらめていた方が、一気に年金受給者になれる法律です。

10年への短縮により新たに年金を受け取ることができる人が60万人を超えることが発表されています。海外にお住まいの方は、仮に10年未満の納付期間しかなくても、「カラ期間」「米国年金加入期間」を活用して日本の年金の受給資格を取得できる可能性がもともと大きいのですが、今回の改正でより受給資格を獲得しやすくなります。これまで当センターに年金の申請手続きを依頼された米国在住の方の中にも、カラ期間の活用や日米社会保障協定の活用をしても25年をクリアできなかったため、10年改正を心待ちにしておられる方もいらっしゃいます。

その意味でも在米の日本の年金短期加入者の方にとっても朗報といえます。これまで日本の年金受給申請をされ加入期間が不足で受給を諦めた方も、今一度見直されることをお勧めいたします。

制度の詳細は発表されていませんが、分かり次第当紙面でご説明させていただきます。25年という日本の受給資格期間は諸外国と比較しても長すぎると従来から問題となっていました。世界の受給資格期間を見ますと、フランスは無し、ドイツ、イタリアは5年、アメリカ、韓国は10年、イギリスは1年~11年、スペイン15年です。25年から10年に短縮する背景には、諸外国に比して期間が長いことに加えて、無年金者対策、掛け捨て防止対策があります。その反面保険料の納付意欲が低下しかねないと懸念する声もあります。保険料を10年だけ納める人が増えかねないという心配です。現に国民年金だけ10年納めたのでは受け取る年金は月額16,252円に留まります。受給資格の期間短縮により年金の長期加入者が減っては本末転倒ですので、そこは十分に対策をとっていく必要がります。しかしながら、昨今の非正規労働者の増加、転職の増加傾向を見るにつけ25年加入して初めて年金受給資格を確保できるというのは、今の時代において如何にも長いと言えます。年金は老後の保障に留まらず、障害、遺族にも対応する相互扶助制度です。受給資格加入10年への短縮により若い方が年金の意義について認識する良い機会になればと願うものです。

海外年金相談センター 市川俊治
http://nenkinichikawa.org
E-Mail shunjiichikawa@gmail.com
TEL&FAX 03-3226-3240
市川俊治氏にご質問などがある方は
ジャパンクラブでもお取り次ぎ致します。